

入札説明書

この入札説明書は、公益財団法人長野県長寿社会開発センター（以下「センター」という。）が発注する長野県長寿社会開発センター情報誌発行業務に係る契約に関し、一般競争入札（以下「入札」という。）の公告によるもののほか、入札に参加を希望する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項について説明したものです。

1 発注者（契約権者）

公益財団法人長野県長寿社会開発センター 理事長 内山 二郎

2 入札に付する事項

- (1) 調達件名
長野県長寿社会開発センター情報誌発行業務
- (2) 業務内容及び履行場所
別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和4年3月31日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項（入札参加資格要件）

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 公告の日から入札の日までの間に、公共機関（国・地方公共団体の機関）から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (2) 長野県内に本店又は支店、営業所を有する者であること。
- (3) この公告に示した仕様に合致した印刷物又はこれと同等の印刷物について、納入実績があり、かつ、確実に納入できる者であること。
- (4) 暴力団員により不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。

4 一般競争入札に係る一般的事項

- (1) 入札参加者は、入札公告等及び本説明書及び委託契約書（案）を熟覧し、承諾の上で入札に参加してください。この場合において、当該調達について疑義がある場合は、入札公告等に掲げる者に説明を求めることができます。ただし、入札書提出後、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (2) 使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 入札参加者は、入札に関して要した費用は、すべて当該入札参加者が負担してください。
- (4) 入札参加者は、入札に際して知り得た秘密を漏らしてはならないものとします。

5 入札参加申込み

- (1) 入札に参加を希望する者は、一般競争入札申込書（別紙1）に入札参加資格要件審査書類総括書（附表）を添付し、(2)に示す期限及び場所に提出してください。提出された一般競争入札申込書及び附表は、提出期限後において内容の変更は認められません。
なお、代理人による入札の場合は委任状（別紙2）を合わせて提出してください。
- (2) 提出期限等
 - ア 期限
令和3年3月22日（月）17時
 - イ 場所
公益財団法人長野県長寿社会開発センター
- (3) 資格要件非該当に関する事項
一般競争入札申込書を提出した者のうち、入札参加資格要件に該当しなかった方に対しては、該当とならなかった旨及びその理由を入札の3日前までに、書面によりセンター事務

局長から通知します。

6 代理人による入札

入札参加資格を有する代表者は、代理人を定め代理人に入札をさせることができます。

- (1) 入札に関する権限を代理人に委任しようとするときは、別紙2による委任状を提出しなければなりません。
- (2) 前項による委任状は、代表者の委任による代理人を委任者としてください。
- (3) 入札参加者及び代理人は、同一入札に係る他の入札参加者の代理人となることができません。

7 入札保証金

入札保証金は落札金額の100分の5とし、その納付は免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合は納付の免除を取り消し、徴収します。

8 入札

入札参加者は、次のとおり入札書を作成し提出してください。

なお、入札書を提出する前であれば、入札申込書を提出した者であっても、特に届け出ることなく入札を辞退することができます。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益な扱いを受けるものではありません。

- (1) 入札参加者は、次のとおり入札書（様式3）を作成してください。
 - ア 入札書に次の事項を記載してください。
 - (ア) 調達件名
 - (イ) 日付
 - (ウ) 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び代表者印の押印
 - (エ) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
 - (オ) 電話番号
 - (カ) 入札金額
 - イ 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に必ず押印（ア入札書で使用する印）をしてください。
 - ウ 入札金額は、業務に係る一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとします。また、前金払いの有無、部分払いの有無、支払回数等の契約条件に基づき十分考慮して入札金額を見積もってください。

なお、落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もる金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札参加者は、次のとおり入札書を提出してください。
 - (3) の入札日時に入札場所に出向き、直接入札書を提出してください。郵便、電話、電報、テレックス、ファックス、コピーその他の方法による入札書は受理しません。
- (3) 入札書の日時及び場所
 - ア 日時
令和3年4月2日（金）14時
 - イ 場所
公益財団法人長野県長寿社会開発センター

9 入札の取り止め等

次の各号の一に該当する場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくは取り止めることがあります。

- (1) 入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により競争入札が公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 入札公告等に不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められるとき。

(3) 入札等の執行に際して、天変地変、その他やむを得ない事由が生じたとき。

10 開札

開札は入札に引き続き同じ会場で行い、入札参加者の立ち合いのもとに落札者を決定します。

(1) 入札参加者は、入札及び開札にあたり次のものを持参してください。

ア 1回目の入札書

イ 再度入札用の入札書（2回目及び3回目用の2枚）

ウ 見積書（「12 随意契約の実施」用の3枚、様式は「入札書」を「見積書」と訂正し、訂正印を押して使用してください。）

エ 印鑑

オ 身分証明書（運転免許証、健康保険証、社員証等）

カ 委任状（代理人が入札する場合。ただし、入札参加申込み時に提出している場合は、その写しを持参してください。）

(2) 入札参加者は、入札開始後においては、入札場に入場することができません。

(3) 入札参加者は、その提出した入札書の引き替え、変更又は取り消しをすることができません。

11 再度入札

開札した場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行います。

(1) 再度の入札は、直ちに行いますので、開札に立ち会うことができない入札参加者は、再度以降の入札を辞退したものとみなします。

(2) 再度の入札をしてもなお予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、また同様とします。

(3) 再度及び再々度の入札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、「12 随意契約の実施」により見積書の徴取を行います。

12 随意契約の実施

再度及び再々度の入札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、最低価格の入札者から見積書の徴取を行います。

(1) 見積書の徴取は、最低価格の入札者（同額で2者以上の場合はその全員）が立ち会い、直ちに行います。

(2) 見積書の徴取をしてもなお予定価格の制限に達した見積がないときは、最低価格の見積者から2回目の見積書の徴取を行います。

(3) 2回目の見積書の徴取をしてもなお予定価格の制限に達した見積がないときは、同様に3回目の見積書の徴取を行うものとし、予定価格の制限に達した見積がないときは、不落とします。

13 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とします。

(1) 入札公告等に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

(2) 同一人が入札した2通以上の入札書全部

(3) 入札人が協定して入札した入札書

(4) 調達件名がない又は重大な誤りのある入札書

(5) 入札金額のない又は記載が不明確な入札書

(6) 代表者が入札する場合は、法人の名称又は商号及び代表者の氏名（個人の場合は、本人の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書

(7) 代理人が入札する場合は、法人の名称又は商号（個人の場合は、本人（委任者）の氏名）、及び代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書

(8) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書

(9) 入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件がある場合において、指定した期限までに要件等が認められなかった者の提出した入札書

(10) その他入札に関する条件に違反した入札書

14 落札者の決定

- (1) 落札者は有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者がくじを引き、落札者を決定するものとします。
- (3) (2) の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札を辞退したものとみなします。
- (4) 落札者となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがあります。
- (5) (4) の規定に基づく審査のために必要と認める場合は、入札参加者又はその代理人に対し資料の提出を求めることができます。
- (6) 開札時に落札者を決定したときはその場で落札者の決定を告げます。
- (7) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとします。

15 契約保証金

契約保証金とは、落札者が契約の履行にあたりあらかじめセンターに納付する保証金をいい、契約上の義務を履行しないときに、納付した保証金はセンターに帰属します。

契約保証金の額は、落札金額の100分の10に相当する金額以上とし、その納付は免除します。ただし、契約保証金の納付を免除された者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金に相当する金額を違約金として納付するものとします。

16 契約の締結

- (1) 落札者は、落札した日の翌日から起算して7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約を締結しなければなりません。
- (2) 契約書（案）は別紙のとおりです。
- (3) 契約書は、まず、落札者が契約書に記名して押印し、さらにセンターが当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとします。
- (4) センターが落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとします。

17 当該契約に関する問い合わせ先

〒380-0936 長野県長野市中御所岡田98-1
長野県長野保健福祉事務所庁舎2F
公益財団法人長野県長寿社会開発センター
電話 026-226-3741/ FAX026-226-8327